

当館管轄地域鳥・新型インフルエンザ医療機関に関する情報

在シドニー総領事館

2009年3月現在

<本一覧をご参照いただく際のご注意>

※本一覧の情報は、あくまでも在留邦人の方々の便宜を図るために掲載しているものであり、内容について総領事館において責任を負うものではありません。受診に際しては、下記各医療機関等へ直接お問い合わせください。

<鳥・新型インフルエンザ対策の医療面についてのNSW州政府の方針>

※現在のところ、鳥・新型インフルエンザ指定医療機関はございませんので、感染が疑われる場合は、他者への感染を防ぐため、まず電話にてかかりつけの一般開業医、又は病院の救急外来(Emergency Department)へ連絡し、医師等の指示に従ってください。なお、病院等への連絡に通訳が必要な場合は、連邦移民局が提供している無料の通訳サービス(TEL: 131-450)が利用可能です。

ニュー・サウス・ウェールズ州		
1.	指定医療機関	感染が疑われる患者数が、救急外来での診断許容数を超えた場合、新型インフルエンザ専門医療機関が指定される予定。
	備考	最寄りの病院連絡先は、以下のサイトから検索可能。 http://www2.health.nsw.gov.au/services/Default.cfm

<鳥・新型インフルエンザ対策の医療面についての北部準州政府の方針>

※現在のところ、鳥・新型インフルエンザ指定医療機関はございませんので、感染が疑われる場合は、他社への感染を防ぐため、まず電話にてかかりつけの一般開業医、又は病院へ連絡し、医師等の指示に従ってください。なお、病院等への連絡に通訳が必要な場合は、連邦移民局が提供している無料の通訳サービス(TEL: 131-450)が利用可能です。

北部準州		
1.	指定医療機関	現在のところ、指定医療機関はございません。
	備考	最寄りの病院連絡先は、以下のサイトから検索可能。 http://www.health.nt.gov.au/Hospitals/index.aspx